

令和5年3月 富山市議会定例会議案

	世帯数	人口	面積
令和5年1月31日現在（住民基本台帳）	183,882	408,612	1,241.70 km <sup>2</sup>

# 目 次

議案第 1 号	令和5年度富山市一般会計予算	1 頁
議案第 2 号	令和5年度富山市公債管理特別会計予算	1 5
議案第 3 号	令和5年度富山市駐車場事業特別会計予算	1 9
議案第 4 号	令和5年度富山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	2 3
議案第 5 号	令和5年度富山市後期高齢者医療事業特別会計予算	2 7
議案第 6 号	令和5年度富山市まちなか診療所事業特別会計予算	3 1
議案第 7 号	令和5年度富山市介護保険事業特別会計予算	3 5
議案第 8 号	令和5年度富山市国民健康保険事業特別会計予算	3 9
議案第 9 号	令和5年度富山市企業団地造成事業特別会計予算	4 3
議案第 1 0 号	令和5年度富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計予算	4 7
議案第 1 1 号	令和5年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計予算	5 1
議案第 1 2 号	令和5年度富山市競輪事業特別会計予算	5 5
議案第 1 3 号	令和5年度富山市農業集落排水事業特別会計予算	5 9
議案第 1 4 号	令和5年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計予算	6 3
議案第 1 5 号	令和5年度富山市軌道整備事業特別会計予算	6 7
議案第 1 6 号	令和5年度富山市賃貸住宅・店舗事業特別会計予算	7 1
議案第 1 7 号	令和5年度富山市水道事業会計予算	7 5
議案第 1 8 号	令和5年度富山市工業用水道事業会計予算	7 9
議案第 1 9 号	令和5年度富山市公共下水道事業会計予算	8 1
議案第 2 0 号	令和5年度富山市病院事業会計予算	8 5
議案第 2 1 号	富山市個人情報保護に関する法律施行条例制定の件	8 8
議案第 2 2 号	富山市個人情報保護審査会条例制定の件	9 4
議案第 2 3 号	富山市情報公開条例の一部を改正する条例制定の件	9 7

議案第 2 4 号	富山市名誉市民利根川進博士顕彰基金条例を廃止する条例制定の件……………	9 8
議案第 2 5 号	富山市猪谷関所館条例の一部を改正する条例制定の件……………	9 9
議案第 2 6 号	富山市いじめ問題対策連絡協議会等条例制定の件……………	1 0 0
議案第 2 7 号	富山市科学博物館条例等の一部を改正する条例制定の件……………	1 0 6
議案第 2 8 号	富山市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 0 8
議案第 2 9 号	富山市保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 0 9
議案第 3 0 号	富山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 1 0
議案第 3 1 号	富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 1 2
議案第 3 2 号	富山市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 1 6
議案第 3 3 号	富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 1 7
議案第 3 4 号	富山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 1 8
議案第 3 5 号	富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 2 1
議案第 3 6 号	富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 2 5
議案第 3 7 号	富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 2 8
議案第 3 8 号	富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 3 0
議案第 3 9 号	富山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 3 2
議案第 4 0 号	富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 3 4
議案第 4 1 号	富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 3 5

議案第 4 2 号	富山市新産業支援センター条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 3 6
議案第 4 3 号	富山市農村環境改善センター等条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 3 7
議案第 4 4 号	富山市林道条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 3 8
議案第 4 5 号	富山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 3 9
議案第 4 6 号	富山市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 4 1
議案第 4 7 号	富山市営住宅条例等の一部を改正する条例制定の件……………	1 4 2
議案第 4 8 号	富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 4 5
議案第 4 9 号	財産の無償譲渡の件……………	1 4 6
議案第 5 0 号	財産の無償貸付の件……………	1 4 7
議案第 5 1 号	財産の無償貸付の件……………	1 4 9
議案第 5 2 号	市道路線の認定及び廃止の件……………	1 5 0
議案第 5 3 号	富山市と立山町との消防指令業務に係る事務の受託に関する協議の件……………	1 5 5



# 一 般 会 計



議案第 1 号

令和5年度富山市一般会計予算

令和5年度富山市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ167,251,395千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月27日提出

富山市長 藤井 裕久

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市税		76,012,887
	1 市民税	32,430,887
	2 固定資産税	31,678,000
	3 軽自動車税	1,344,000
	4 市たばこ税	2,613,000
	5 入湯税	39,000
	6 事業所税	3,730,000
	7 都市計画税	4,178,000
2 地方譲与税		1,374,300
	1 地方揮発油譲与税	330,000
	2 自動車重量譲与税	940,000
	3 森林環境譲与税	87,800
	4 特別とん譲与税	2,500
3 利子割交付金		28,000
	1 利子割交付金	28,000
4 配当割交付金		300,000
	1 配当割交付金	300,000
5 株式等譲渡所得割交付金		302,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	302,000
6 法人事業税交付金		1,248,000
	1 法人事業税交付金	1,248,000
7 地方消費税交付金		11,470,000
	1 地方消費税交付金	11,470,000
8 ゴルフ場利用税交付金		56,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	56,000
9 自動車税環境性能割交付金		112,000
	1 自動車税環境性能割交付金	112,000
10 地方特例交付金		451,000
	1 地方特例交付金	430,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	21,000
11 地方交付税		17,000,000
	1 地方交付税	17,000,000

(単位 千円)

款	項	金額
12 交通安全対策特別交付金		60,000
	1 交通安全対策特別交付金	60,000
13 分担金及び負担金		96,406
	1 負担金	96,406
14 使用料及び手数料		2,538,279
	1 使用料	2,220,509
	2 手数料	317,770
15 国庫支出金		24,755,730
	1 国庫負担金	19,019,313
	2 国庫補助金	5,656,842
	3 委託金	79,575
16 県支出金		12,616,041
	1 県負担金	8,114,233
	2 県補助金	3,659,307
	3 委託金	842,501
17 財産収入		340,833
	1 財産運用収入	262,355
	2 財産売却収入	78,478
18 寄附金		280,100
	1 寄附金	280,100
19 繰入金		2,792,804
	1 特別会計繰入金	340,796
	2 基金繰入金	2,452,008
20 諸収入		3,131,115
	1 延滞金、加算金及び過料	100,001
	2 市預金利子	75
	3 貸付金元利収入	1,246,692
	4 受託事業収入	63,543
	5 収益事業収入	160,000
	6 雑入	1,560,804
21 市債		12,285,900
	1 市債	12,285,900
歳 入 合 計		167,251,395

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 議会費		728,938
	1 議会費	728,938
2 総務費		18,138,015
	1 総務管理費	8,016,023
	2 企画費	6,674,455
	3 徴税費	1,855,285
	4 戸籍住民基本台帳費	856,024
	5 選挙費	148,436
	6 防災費	454,424
	7 統計調査費	45,108
	8 監査委員費	88,260
3 民生費		66,707,998
	1 社会福祉費	31,589,060
	2 児童福祉費	29,557,282
	3 生活保護費	5,229,597
	4 市民生活費	241,714
	5 青少年女性費	90,344
	6 災害救助費	1
4 衛生費		10,467,971
	1 保健衛生費	5,716,028
	2 環境衛生費	4,751,943
5 労働費		612,560
	1 労働諸費	612,560
6 農林水産業費		5,360,049
	1 農業費	1,701,291
	2 農地費	2,365,671
	3 林業費	1,050,964
	4 水産業費	242,123
7 商工費		4,068,056
	1 商工費	4,068,056
8 土木費		21,757,933
	1 土木管理費	697,032
	2 道路橋りょう費	5,835,235

(単位 千円)

款	項	金額
	3 河川水路費	720,364
	4 港湾費	2,478
	5 都市計画費	13,816,428
	6 住宅費	686,396
9 消防費		4,801,843
	1 消防費	4,801,843
10 教育費		12,978,322
	1 教育総務費	2,071,038
	2 小学校費	5,074,115
	3 中学校費	3,330,585
	4 幼稚園費	165,146
	5 社会教育費	2,337,438
11 災害復旧費		44,020
	1 農林水産施設災害復旧費	21,000
	2 公共土木施設災害復旧費	23,020
12 公債費		21,485,690
	1 公債費	21,485,690
13 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		167,251,395

第 2 表 継 続 費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
9 消防費	1 消防費	消防施設 整備事業費 (総曲輪分団器具置場)	71,100	令和5年度	35,715
				令和6年度	35,385

第 3 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
富山市民球場管理運営費	自令和 6 年度至令和 7 年度	7, 3 8 4
富山市東富山温水プール、富山市北部プール管理運営費	自令和 6 年度至令和 7 年度	5, 1 2 0
富山市花木体育センター、富山市北部錬成館、富山市蜷川ちびっこ運動場、富山市和合運動広場、富山市五艘運動広場、富山市大久保運動広場、富山市呉羽運動広場、富山市西番運動広場、富山市奥田北少年サッカー広場、富山市相撲場、富山市東富山運動広場、富山市馬場記念公園庭球場、富山市石坂庭球場、富山市蜷川庭球場、富山市五艘庭球場、富山市呉羽庭球場、富山市星井町庭球場、富山市布瀬南公園庭球場、富山市城東ふれあい公園庭球場、富山市東富山運動広場庭球場、富山市屋内ゲートボール場管理運営費	自令和 6 年度至令和 7 年度	2, 0 5 2
富山市屋内競技場管理運営費	自令和 6 年度至令和 7 年度	2, 9 0 2
富山市富山南総合公園体育文化センター、富山市富山南総合公園庭球場、富山市東富山体育館、富山市 2 0 0 0 年体育館管理運営費	自令和 6 年度至令和 7 年度	6, 9 7 6
富山市民プール管理運営費	自令和 6 年度至令和 7 年度	2 4, 2 5 4
富山市大山社会体育館、富山市大山総合体育センター、富山市大山総合グラウンド、富山市大山テニスコート管理運営費	自令和 6 年度至令和 7 年度	3, 1 8 0
富山ガラス工房管理運営費	自令和 6 年度至令和 7 年度	8, 4 5 8
富山市舞台芸術パーク管理運営費	自令和 6 年度至令和 7 年度	8, 9 3 0
富山市民プラザホール管理運営費	自令和 6 年度至令和 7 年度	4, 6 1 2

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
ガラス美術館展覧会開催業務委託費	自令和5年度至令和6年度	30,000
ガラス美術館広報活動業務委託費	自令和5年度至令和6年度	5,000
納税通知書等運搬業務委託費	自令和5年度至令和6年度	600
中山間地域オンライン診療・服薬指導 実証実験事業評価分析等業務委託費	令和6年度	11,000
富山市障害者福祉プラザ管理運営費	自令和6年度至令和7年度	5,736
富山市海岸通老人福祉センター管理運 営費	自令和6年度至令和7年度	558
富山市南老人福祉センター管理運営費	自令和6年度至令和7年度	1,036
富山市大山老人福祉センター管理運 営費	自令和6年度至令和7年度	656
富山市東老人憩いの家管理運営費	自令和6年度至令和7年度	170
富山市大沢野高齢者いきがい工房管理 運営費	自令和6年度至令和7年度	558
富山市角川介護予防センター管理運 営費	自令和6年度至令和7年度	5,706
富山市恵光学園管理運営費	自令和6年度至令和7年度	1,064
富山市立五福児童館管理運営費	自令和6年度至令和7年度	142
富山市立北部児童館管理運営費	自令和6年度至令和7年度	106
富山市立山室児童館管理運営費	自令和6年度至令和7年度	88

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
富山市立蜷川児童館管理運営費	自令和6年度至令和7年度	110
富山市立水橋児童館管理運営費	自令和6年度至令和7年度	328
富山市立星井町児童館、富山市立東部児童館管理運営費	自令和6年度至令和7年度	544
富山市立大沢野児童館管理運営費	自令和6年度至令和7年度	330
富山市立大久保児童館管理運営費	自令和6年度至令和7年度	216
富山市立婦中中央児童館管理運営費	自令和6年度至令和7年度	312
富山市立神保児童館管理運営費	自令和6年度至令和7年度	136
富山市立山田児童館管理運営費	自令和6年度至令和7年度	72
富山市斎場再整備事業費	自令和6年度至令和22年度	77,044
一般財団法人富山勤労総合福祉センターの勤労総合福祉施設整備費元利償還金補助金	自令和6年度至令和8年度	9,235 及び利子相当額
富山市八尾ほたるの里農村公園管理運営費	令和6年度	221
富山市八尾サンパーク管理運営費	自令和6年度至令和7年度	318
富山市白木峰山麓交流施設管理運営費	自令和6年度至令和7年度	1,490
富山市白木峰山麓ラインガルテン管理運営費	自令和6年度至令和7年度	24
国営射水平野土地改良事業（機能保全）負担金	自令和6年度至令和19年度	56,000 及び利子相当額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
富山市21世紀の森杉ヶ平キャンプ場管理運営費	自令和6年度至令和7年度	100
富山市水橋フィッシャリーナ管理運営費	自令和6年度至令和7年度	468
富山市八尾おわら資料館管理運営費	自令和6年度至令和7年度	1,184
高山本線婦中鶴坂・西富山間市道金屋線跨線橋新設工事に関する施行協定に係る委託費	自令和6年度至令和7年度	650,000
北陸自動車道を跨ぐ鷹の橋撤去事業に関する受委託協定に係る委託費	自令和5年度至令和6年度	1,800,000
富山市八尾地域の都市公園、富山市神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館、富山市久婦須川ダム周辺広場管理運営費	自令和6年度至令和7年度	1,850
富山市婦中地域の都市公園、富山市婦中地域の地域広場、富山市婦中パークゴルフ場、富山市婦中ふるさと創生館管理運営費	自令和6年度至令和7年度	1,596
富山市ファミリーパーク管理運営費	自令和6年度至令和7年度	8,374
大久保小学校長寿命化対策事業（その1）設計業務委託費	自令和5年度至令和6年度	16,500
教育ネットワークサーバ機器保守業務委託費	令和6年度	9,240
（仮称）水橋地区義務教育学校整備事業費	自令和5年度至令和22年度	11,819,857 上記金額に金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税による増減額を加算した額の範囲内
山室中部公民館改築工事实施設計業務委託費	自令和5年度至令和6年度	19,300

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
富山市土地開発公社による公共用地等 先行取得事業費	自令和5年度至令和15年度	400,000 及び利子相当額
富山市土地開発公社事業資金債務保証	自令和5年度至令和15年度	400,000 及び利子相当額

第 4 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務管理費	503,800	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れ先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。
企画費	716,700			
防災費	167,700			
社会福祉費	15,600			
児童福祉費	90,700			
環境衛生費	224,700			
農地費	501,500			
林業費	482,400			
水産業費	72,000			
商工費	9,800			
道路橋りょう費	1,469,700			
河川水路費	363,600			
都市計画費	2,615,800			
住宅費	77,300			
消防費	446,400			
教育総務費	6,000			
小学校費	1,019,000			
中学校費	1,098,200			

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会教育費	105,000			
臨時財政対策費	2,300,000			

公 債 管 理 特 別 会 計



議案第 2 号

令和5年度富山市公債管理特別会計予算

令和5年度富山市の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,433,262千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和5年2月27日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		21,482,731
	1 一般会計繰入金	21,482,731
2 市債		950,531
	1 市債	950,531
歳入合計		22,433,262

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 公債費		22,433,262
	1 公債費	22,433,262
歳 出 合 計		22,433,262

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換費	950,531	普通貸借 又は 証券発行	5.0 % 以内	借入れ先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

# 駐 車 場 事 業 特 別 会 計



議案第 3 号

令和5年度富山市駐車場事業特別会計予算

令和5年度富山市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ310,445千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年2月27日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		310,286
	1 使用料	310,286
2 財産収入		159
	1 財産運用収入	159
歳入合計		310,445

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 駐車場費		310,445
	1 駐車場管理費	310,445
歳 出 合 計		310,445

第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
富山市営桜町駐車場、富山市営総曲輪駐車場、富山市営富山駅北駐車場管理運営費	自令和 6 年度至令和 7 年度	9, 5 2 2

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計



議案第 4 号

令和5年度富山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算  
令和5年度富山市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算  
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ64,370千円  
と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表  
歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の  
規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債  
の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和5年2月27日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		12,490
	1 一般会計繰入金	12,490
2 繰越金		15,112
	1 繰越金	15,112
3 諸収入		22,538
	1 貸付金元利収入	22,537
	2 雑入	1
4 市債		14,230
	1 市債	14,230
歳入合計		64,370

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		64,370
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	64,370
歳 出 合 計		64,370

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	14,230	普通貸借	無利子	母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条第2項、同法施行令第42条の規定による。

# 後期高齢者医療事業特別会計



議案第 5 号

令和5年度富山市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和5年度富山市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,262,661千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月27日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		5,197,297
	1 後期高齢者医療保険料	5,197,297
2 繰入金		7,041,069
	1 一般会計繰入金	7,041,069
3 諸収入		24,295
	1 受託事業収入	7,162
	2 償還金及び還付加算金	15,100
	3 雑入	33
	4 延滞金及び過料	2,000
歳入	合計	12,262,661

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		144,586
	1 総務管理費	123,649
	2 徴収費	20,937
2 後期高齢者医療広域連合納付金		12,101,975
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	12,101,975
3 諸支出金		15,100
	1 償還金及び還付加算金	15,100
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		12,262,661



# まちなか診療所事業特別会計



議案第 6 号

令和5年度富山市まちなか診療所事業特別会計予算

令和5年度富山市のまちなか診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ129,475千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月27日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 診療収入		80,352
	1 外来収入	80,352
2 介護収入		3,294
	1 在宅介護収入	3,294
3 使用料及び手数料		300
	1 手数料	300
4 繰入金		45,399
	1 一般会計繰入金	45,399
5 諸収入		130
	1 雑入	130
歳入合計		129,475

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		108,917
	1 施設管理費	108,917
2 医業費		20,558
	1 医業費	20,558
歳 出 合 計		129,475



# 介護保険事業特別会計



議案第 7 号

令和5年度富山市介護保険事業特別会計予算

令和5年度富山市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44,872,767千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月27日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 保険料		9,484,323
	1 介護保険料	9,484,323
2 使用料及び手数料		1,800
	1 総務手数料	1,800
3 国庫支出金		10,094,502
	1 国庫負担金	7,751,747
	2 国庫補助金	2,342,755
4 支払基金交付金		11,848,704
	1 支払基金交付金	11,848,704
5 県支出金		6,246,423
	1 県負担金	6,067,996
	2 県補助金	178,427
6 財産収入		1,827
	1 財産運用収入	1,827
7 繰入金		7,176,996
	1 一般会計繰入金	6,776,850
	2 基金繰入金	400,146
8 諸収入		18,192
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 第三者納付金	15,000
	3 返納金	1
	4 雑入	3,189
歳入合計		44,872,767

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		767,757
	1 総務管理費	324,764
	2 徴収費	37,210
	3 介護認定審査会費	400,076
	4 趣旨普及費	5,707
2 保険給付費		42,537,286
	1 介護サービス等諸費	39,961,915
	2 介護予防サービス等諸費	712,928
	3 その他諸費	47,400
	4 高額介護サービス等費	931,114
	5 高額医療合算介護サービス費	120,834
	6 特定入所者介護サービス等費	763,095
3 地域支援事業費		1,383,659
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	1,237,373
	2 一般介護予防事業費	59,514
	3 包括的支援事業・任意事業費	86,772
4 基金積立金		1,831
	1 基金積立金	1,831
5 諸支出金		182,234
	1 償還金及び還付加算金	20,150
	2 繰出金	162,084
歳 出 合 計		44,872,767



# 国民健康保険事業特別会計



議案第 8 号

令和5年度富山市国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度富山市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,095,468千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月27日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		5,654,977
	1 国民健康保険料	5,654,977
2 国庫支出金		3,109
	1 国庫補助金	3,109
3 県支出金		23,859,416
	1 県負担金・補助金	23,859,416
4 財産収入		1,838
	1 財産運用収入	1,838
5 繰入金		2,550,911
	1 一般会計繰入金	2,291,388
	2 基金繰入金	259,523
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		25,216
	1 延滞金、加算金及び過料	3,003
	2 市預金利子	10
	3 雑入	22,203
歳入	合計	32,095,468

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		432,944
	1 総務管理費	364,311
	2 運営協議会費	280
	3 趣旨普及費	3,812
	4 特別対策事業費	64,541
2 保険給付費		23,378,572
	1 療養諸費	20,374,645
	2 高額療養費	2,917,836
	3 移送費	300
	4 出産育児諸費	65,931
	5 葬祭諸費	13,860
	6 傷病手当金	6,000
3 国民健康保険事業費納付金		7,963,517
	1 医療給付費分	5,101,459
	2 後期高齢者支援金等分	2,203,610
	3 介護納付金分	658,448
4 保健事業費		276,611
	1 特定健康診査等事業費	198,959
	2 保健事業費	77,652
5 基金積立金		1,838
	1 基金積立金	1,838
6 公債費		375
	1 公債費	375
7 諸支出金		40,611
	1 償還金及び還付加算金	40,611
8 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		32,095,468



# 企業団地造成事業特別会計



議案第 9 号

令和5年度富山市企業団地造成事業特別会計予算

令和5年度富山市の企業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ162,149千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月27日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		67,463
	1 財産運用収入	67,463
2 繰入金		94,686
	1 一般会計繰入金	94,686
歳入合計		162,149

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 企業団地造成事業費		67,544
	1 企業団地造成事業費	67,544
2 公債費		94,605
	1 公債費	94,605
歳 出 合 計		162,149



# 牛岳温泉健康センター事業特別会計



議案第 1 0 号

令和 5 年度富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計予算

令和 5 年度富山市の牛岳温泉健康センター事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 1, 6 6 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		32
	1 使用料	32
2 繰入金		51,628
	1 一般会計繰入金	51,628
歳入合計		51,660

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 牛岳温泉事業費		51,660
	1 牛岳温泉事業費	51,660
歳 出 合 計		51,660



# 牛岳温泉スキー場事業特別会計



議案第 1 1 号

令和 5 年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計予算

令和 5 年度富山市の牛岳温泉スキー場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 6 1 , 4 8 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 事業収入		90,170
	1 事業収入	90,170
2 財産収入		425
	1 財産運用収入	425
3 繰入金		27,338
	1 一般会計繰入金	27,338
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		253
	1 市預金利子	1
	2 雑入	252
6 市債		43,300
	1 市債	43,300
歳入合計		161,487

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 スキー場事業費		155,639
	1 スキー場事業費	155,639
2 公債費		5,848
	1 公債費	5,848
歳 出 合 計		161,487

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
ス キ 一 場 整 備 事 業 費	43,300	普通貸借 又 は 証券発行	5.0 % 以内	借入れ先の融通条件による。ただし、 市財政の都合により据置期間及び償還 期限を短縮し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。

# 競 輪 事 業 特 別 会 計



議案第 1 2 号

令和 5 年度富山市競輪事業特別会計予算

令和 5 年度富山市の競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 5 , 6 2 1 , 7 3 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6 , 0 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 競輪事業収入		25,565,095
	1 競輪事業収入	25,565,095
2 財産収入		1,111
	1 財産運用収入	1,111
3 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
4 諸収入		54,530
	1 市預金利子	50
	2 雑入	54,480
歳入	合計	25,621,736

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 競輪費		25,621,736
	1 競輪費	25,621,736
歳 出 合 計		25,621,736



# 農業集落排水事業特別会計



議案第 1 3 号

令和 5 年度富山市農業集落排水事業特別会計予算

令和 5 年度富山市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 3 6 4, 2 1 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1,000
	1 分担金	1,000
2 使用料及び手数料		309,025
	1 使用料	309,025
3 繰入金		1,007,488
	1 一般会計繰入金	1,007,488
4 諸収入		30,999
	1 雑入	30,999
5 市債		15,700
	1 市債	15,700
歳入合計		1,364,212

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 農業集落排水整備費		520,725
	1 管理費	520,725
2 公債費		843,487
	1 公債費	843,487
歳 出 合 計		1,364,212

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
農業集落排水事業費	15,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0 % 以内	借入れ先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

# 公設地方卸売市場事業特別会計



議案第 1 4 号

令和 5 年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計予算

令和 5 年度富山市の公設地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 1 3 8, 6 1 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 0 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		207,494
	1 使用料	207,494
2 県支出金		283,086
	1 県補助金	283,086
3 財産収入		37,072
	1 財産運用収入	37,072
4 繰入金		442,291
	1 一般会計繰入金	442,291
5 諸収入		68,669
	1 雑入	68,669
6 市債		100,000
	1 市債	100,000
歳入合計		1,138,612

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 公設地方卸売市場費		1,054,570
	1 総務管理費	270,465
	2 建設事業費	784,105
2 公債費		84,042
	1 公債費	84,042
歳 出 合 計		1,138,612

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公設地方卸売 市場事業費	100,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0 % 以内	借入れ先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

# 軌道整備事業特別会計



議案第 1 5 号

令和 5 年度富山市軌道整備事業特別会計予算

令和 5 年度富山市の軌道整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 7, 4 3 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		23,315
	1 使用料	23,315
2 財産収入		15
	1 財産運用収入	15
3 寄附金		100
	1 寄附金	100
4 諸収入		135
	1 雑入	135
5 繰越金		3,872
	1 繰越金	3,872
歳入合計		27,437

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 軌道整備事業費		27,437
	1 軌道整備事業費	27,437
歳 出 合 計		27,437



# 賃貸住宅・店舗事業特別会計



議案第 1 6 号

令和 5 年度富山市賃貸住宅・店舗事業特別会計予算

令和 5 年度富山市の賃貸住宅・店舗事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 0 5 , 5 3 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		82,146
	1 使用料	82,146
2 財産収入		12
	1 財産運用収入	12
3 諸収入		8,432
	1 雑入	8,432
4 繰入金		14,943
	1 基金繰入金	14,943
歳入合計		105,533

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 賃貸住宅・店舗事業費		48,363
	1 総務費	48,363
2 公債費		57,170
	1 公債費	57,170
歳 出 合 計		105,533



水 道 事 業 会 計



議案第 17 号

令和 5 年度富山市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 5 年度富山市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 栓 数	1 9 5 , 9 2 5 栓
(2) 年 間 総 給 水 量	4 3 , 5 4 6 , 0 0 0 m <sup>3</sup>
(3) 1 日 平 均 給 水 量	1 1 8 , 9 7 8 m <sup>3</sup>
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
配 水 施 設 費	3 , 8 3 1 , 7 7 7 千 円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 水 道 事 業 収 益	7 , 5 5 9 , 0 9 0 千 円	
第 1 項 営 業 収 益	6 , 5 1 4 , 9 1 2 千 円	
第 2 項 営 業 外 収 益	1 , 0 3 9 , 7 9 2 千 円	
第 3 項 特 別 利 益	4 , 3 8 6 千 円	
	支	出
第 1 款 水 道 事 業 費	7 , 2 1 0 , 8 9 4 千 円	
第 1 項 営 業 費 用	6 , 4 6 4 , 4 9 9 千 円	
第 2 項 営 業 外 費 用	7 3 3 , 8 9 0 千 円	
第 3 項 特 別 損 失	1 1 , 5 0 5 千 円	
第 4 項 予 備 費	1 , 0 0 0 千 円	

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3, 545, 182 千円は、過年度分損益勘定留保資金 919, 510 千円、当年度分損益勘定留保資金 2, 324, 923 千円及び当年度分消費税及び地方

消費税資本的収支調整額 300,749 千円で補填するものとする。  
 )。

収		入
第1款	資本的収入	3,221,459 千円
第1項	企業債	2,418,300 千円
第2項	他会計出資金	76,388 千円
第3項	他会計負担金	8,300 千円
第4項	固定資産売却代金	2,433 千円
第5項	国庫補助金	585,610 千円
第6項	工事負担金	130,428 千円
支		出
第1款	資本的支出	6,766,641 千円
第1項	建設改良費	4,270,613 千円
第2項	企業債償還金	2,496,028 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的 支出	1 建設 改良 費	流杉浄水場 中央監視 設備更新 工事	220,000千円	令和5年度	88,000千円
				令和6年度	132,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、  
 次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水施設整備事業費	2,418,300千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及

			利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。
--	--	--	-----------------------------	----------------------------------

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 785,459千円

(2) 交際費 168千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、53,270千円と定める。

令和5年2月27日提出

富山市長 藤井裕久



# 工業用水道事業会計



議案第 18 号

令和5年度富山市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度富山市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	18事業所
(2) 年間総給水量	31,695,600 m <sup>3</sup>
(3) 1日平均給水量	86,600 m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		484,086千円
第1項 営業収益		459,347千円
第2項 営業外収益		24,739千円
	支	出
第1款 工業用水道事業費		337,356千円
第1項 営業費用		305,696千円
第2項 営業外費用		29,708千円
第3項 特別損失		1,852千円
第4項 予備費		100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額191,462千円は、過年度分損益勘定留保資金181,266千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,196千円で補填するものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		4千円

第1項	固定資産売却代金	4千円
	支	出
第1款	資本的支出	191,466千円
第1項	建設改良費	112,179千円
第2項	企業債償還金	79,287千円
	(一時借入金)	

第5条 一時借入金の限度額は、80,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款工業用水道事業費のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 30,652千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、110千円と定める。

令和5年2月27日提出

富山市長 藤井裕久

# 公共下水道事業会計



議案第 19 号

令和 5 年度富山市公共下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 5 年度富山市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	1 2 6 , 4 2 3 戸
(2) 年間総処理水量	5 7 , 1 2 6 , 6 0 8 m <sup>3</sup>
(3) 1 日平均処理水量	1 5 6 , 0 8 4 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
公共下水道築造費	3 , 9 1 7 , 5 0 0 千円
流域関連公共下水道築造費	3 8 1 , 8 0 0 千円
特定環境保全公共下水道築造費	1 8 2 , 0 0 0 千円
流域関連特定環境保全公共下水道築造費	1 5 4 , 7 0 0 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第 1 款	下水道事業収益	1 5 , 7 8 1 , 8 9 7 千円
第 1 項	営業収益	1 1 , 7 4 5 , 1 4 3 千円
第 2 項	営業外収益	4 , 0 3 6 , 7 3 4 千円
第 3 項	特別利益	2 0 千円
支		出
第 1 款	下水道事業費	1 4 , 3 9 4 , 0 3 2 千円
第 1 項	営業費用	1 2 , 8 0 6 , 8 8 1 千円
第 2 項	営業外費用	1 , 5 7 0 , 1 3 7 千円
第 3 項	特別損失	1 6 , 0 1 4 千円
第 4 項	予備費	1 , 0 0 0 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本

的收入額が資本的支出額に対し不足する額7,287,614千円は、過年度分損益勘定留保資金2,104,830千円、当年度分損益勘定留保資金4,879,537千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額303,247千円で補填するものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		7,390,340千円
第1項	企業債		3,565,012千円
第2項	国庫補助金		1,819,065千円
第3項	他会計出資金		1,850,176千円
第4項	負担金及び分担金		151,586千円
第5項	貸付金返還金		4,478千円
第6項	固定資産売却代金		23千円
		支	出
第1款	資本的支出		14,677,954千円
第1項	建設改良費		5,605,572千円
第2項	企業債償還金		9,065,382千円
第3項	投資		7,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的 支出	1 建設 改良 費	浜黒崎浄化 センター 管理本館設備 更新事業費	503,400千円	令和5年度	110,000千円
				令和6年度	393,400千円
		大山下水 処理場 汚泥処理設備 更新事業費	510,000千円	令和5年度	81,000千円
				令和6年度	429,000千円

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	大沢野浄化センター 汚泥処理設備 更新事業費	200,000千円	令和5年度	64,000千円
				令和6年度	136,000千円
		ポンプ場 改築事業費	364,000千円	令和5年度	36,000千円
				令和6年度	233,000千円
				令和7年度	95,000千円
		本郷第5 雨水幹線 整備事業費	950,000千円	令和5年度	460,000千円
	令和6年度			430,000千円	
	令和7年度			60,000千円	

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道 整備事業費	2,936,200千円	普通貸 借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借入れる資 金について、 利率の見直し を行った後 においては、 当該見直し後 の利率)	借入先の融通 条件による。 ただし、市財 政の都合によ り据置期間及 び償還期限を 短縮し、もし くは繰上償還 又は借換えす ることができる。
借換費	628,812千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款下水道事業費のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 606,925千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業費の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、47,301千円である。

令和5年2月27日提出

富山市長 藤井裕久

# 病 院 事 業 会 計



議案第 2 0 号

令和 5 年度富山市病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 5 年度富山市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数

一 般	精 神	感 染 症	計
5 3 9 床	5 0 床	6 床	5 9 5 床

(2) 年 間 患 者 数

入 院	1 5 8 , 8 4 4 人	外 来	2 5 8 , 5 4 3 人
-----	-----------------	-----	-----------------

(3) 一 日 平 均 患 者 数

入 院	4 3 4 人	外 来	1 , 0 6 4 人
-----	---------	-----	-------------

(4) 主要な建設改良事業

施設工事費及び資産購入費	8 4 9 , 6 9 9 千円
--------------	------------------

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 病院事業収益	1 4 , 5 2 6 , 4 8 4 千円
--------------	------------------------

第 1 項 医 業 収 益	1 2 , 7 2 2 , 7 3 7 千円
---------------	------------------------

第 2 項 医 業 外 収 益	1 , 8 0 3 , 7 3 7 千円
-----------------	----------------------

第 3 項 特 別 利 益	1 0 千円
---------------	--------

支 出

第 1 款 病院事業費	1 4 , 5 4 4 , 3 4 9 千円
-------------	------------------------

第 1 項 医 業 費 用	1 4 , 2 8 4 , 3 1 8 千円
---------------	------------------------

第 2 項 医 業 外 費 用	2 5 9 , 7 3 1 千円
-----------------	------------------

第 3 項 予 備 費	3 0 0 千円
-------------	----------

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本

的収入額が資本的支出額に対し不足する額 665,220 千円は過年度分損益勘定留保資金 587,975 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 77,245 千円で補填するものとする。)

収 入		
第 1 款	資本的収入	1,005,010 千円
第 1 項	企業債	870,600 千円
第 2 項	出資金	134,400 千円
第 3 項	寄附金	10 千円
支 出		
第 1 款	資本的支出	1,670,230 千円
第 1 項	建設改良費	849,699 千円
第 2 項	企業債償還金	820,531 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
まちなか病院医療情報システム更新業務委託費	自令和 5 年度至令和 6 年度	300,000 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
病院事業建設改良事業費	842,600 千円	普通貸借又は証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及

借 換 債	28,000千円		利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができ
-------	----------	--	-----------------------------	--------------------------------

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款病院事業費のうち、第1項医業費用、第2項医業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7,735,988千円

(2) 交 際 費 360千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業費の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、472,523千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,561,723千円と定める。

令和5年2月27日提出

富山市長 藤 井 裕 久

議案第 2 1 号

富山市個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件  
富山市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務の届出等)

第 3 条 市の機関（市の法第 2 条第 1 1 項第 2 号に規定する地方公共団体の機関をいう。以下同じ。）は、個人情報を取り扱う事務であって、個人情報ファイルを使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 法第 7 5 条第 1 項に規定する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の場合において、個人情報ファイルが特定個人情報ファイル（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下この項において「番号法」という。）第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下この項において同じ。）であるときは、前項各号に掲げる事項

に加え、個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を利用する法令又は条例上の根拠、特定個人情報ファイルに記録される本人の数その他規則で定める事項を届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出を行う場合において、当該個人情報ファイルが法第74条第2項第2号から第4号まで、第6号から第8号まで若しくは第10号又は第75条第2項第2号若しくは第3号に掲げる個人情報ファイルであるときは、第1項第2号及び第3号並びに前項の規定は、適用しない。

4 市の機関は、第1項及び第2項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

5 市長は、第1項及び第2項の規定により届け出られた事項に係る目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

（開示情報）

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、富山市情報公開条例（平成17年富山市条例第30号）第7条第1号ウに掲げる情報（当該公務員等の氏名に係る部分に限る。）とする。

（開示決定等の期限）

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第6条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示

請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報の中の相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限  
(開示請求に係る費用の負担)

第7条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、零とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付を受ける者は、写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

(富山市個人情報保護審査会への諮問)

第8条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、富山市個人情報保護審査会条例（令和5年富山市条例第 号）に規定する富山市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。

- (1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定め、改正し、又は廃止しようとする場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する重要事項を決定する場合  
(運用状況の公表)

第9条 市長は、毎年1回、市の機関の個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(市の機関の間の連絡調整)

第10条 市長は、本市における個人情報の保護に関する施策を一体的かつ総合的に推進するため、市の機関（富山市議会を含む。）相互間における必要な連絡調整を行うものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(富山市個人情報保護条例の廃止)

第2条 富山市個人情報保護条例（平成17年富山市条例第31号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の富山市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第10条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) この条例の施行の際現に実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事している者又はこの条例の施行前において当該委託を受けた業務に従事していた者
- (3) この条例の施行の際現に旧条例第9条第2項に規定する指定管理業務に従事している者又はこの条例の施行前において当該指定管理業務に従事していた者

- 2 この条例の施行前に旧条例第16条、第29条第1項から第4項まで又は第36条第1項から第4項までの規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。この場合において、旧条例第43条第1項中「富山市個人情報保護審査会」とあるのは、「富山市個人情報保護審査会条例（令和5年富山市条例第 号）に規定する富山市個人情報保護審査会」とする。
- 3 この条例の施行前に旧条例第43条の規定により旧条例第46条に規定する富山市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、旧条例第47条から第49条までの規定により旧審査会がした審査の手続は審査会がした審査の手続とみなす。
- 4 この条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第46条第5項の規定によるその職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4項第1号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
  - (1) この条例の施行の際現に実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において実施機関の職員であった者
  - (2) 第1項第2号に掲げる者
- 6 第1項第3号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。次項において同じ。）が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧

条例第61条第2項に規定する指定管理者保有個人情報を含む情報の集合物であって、特定の指定管理者保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

7 前2項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において実施機関が保有していた旧条例第2条第3項に規定する保有個人情報又はこの条例の施行前において指定管理者が保有していた旧条例第61条第2項に規定する指定管理者保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 2 2 号

富山市個人情報保護審査会条例制定の件

富山市個人情報保護審査会条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市個人情報保護審査会条例

(設置)

第 1 条 個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）第 1 0 5 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、富山市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 前条に規定するもののほか、審査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 富山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年富山市条例第 号。以下「施行条例」という。）第 8 条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。
- (2) 富山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年富山市条例第 号。以下「議会条例」という。）の規定による諮問に応じ、調査審議すること。
- (3) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成 2 6 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べること。
- (4) 個人に関する情報の取扱いに関する重要事項について、市の機関（施行条例第 1 0 条に規定する市の機関をいう。第 7 条第 1 項において同じ。）に意見を述べること。

(組織)

第 3 条 審査会は、委員 5 人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長等)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、法第105条第3項において準用する同条第1項又は議会条例の規定による諮問（審査請求に係るものに限る。）をした市の機関（以下「諮問庁」という。）に対し、保有個人情報（法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項（議会条例のこれらに相当する規定を含む。）に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る法第60条第1項（議会条例のこれに相当する規定を含む。）に規定する保有個人情報をいう。以下この条において同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、こ

れを拒んではならない。

- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(議会から諮問された審査請求に係る調査審議手続)

- 第8条 議会条例の規定による諮問に応じ審査会の行う調査審議(審査請求に係るものに限る。)の手続については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第5章第1節第2款(第78条第4項及び第5項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第74条中「第43条第1項の規定により審査会に諮問した審査庁」とあるのは、「富山市議会」と読み替えるものとする。

(調査審議手続の非公開)

- 第9条 審査会の行う調査審議の手続(審査請求に係るものに限る。)は、公開しない。

(庶務)

- 第10条 審査会の庶務は、企画管理部において処理する。

(委任)

- 第11条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 2 3 号

富山市情報公開条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市情報公開条例の一部を改正する条例  
富山市情報公開条例（平成 1 7 年富山市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の 2 第 3 項及び第 1 2 条第 1 項中「起算して」を削る。

第 1 3 条中「起算して」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にされた公文書の公開の請求に係る改正後の富山市情報公開条例第 1 0 条の 2 第 3 項、第 1 2 条第 1 項及び第 1 3 条の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第 2 4 号

富山市名誉市民利根川進博士顕彰基金条例を廃止する条例制定  
の件

富山市名誉市民利根川進博士顕彰基金条例を廃止する条例を次のよ  
うに定める。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市名誉市民利根川進博士顕彰基金条例を廃止する条例  
富山市名誉市民利根川進博士顕彰基金条例（平成 1 7 年富山市条例  
第 1 0 2 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 5 号

富山市猪谷関所館条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市猪谷関所館条例の一部を改正する条例を次のように定める。  
令和 5 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市猪谷関所館条例の一部を改正する条例

富山市猪谷関所館条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 8 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出し中「会議室等の」を削り、同条第 1 項中「次の施設」を「会議室」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項中「前項の施設（以下「会議室等」という。）」を「会議室」に、「会議室等の」を「会議室の」に改め、同条第 6 項及び第 7 項中「会議室等」を「会議室」に改める。

第 6 条第 1 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該使用料の額に 5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 1 0 円未満の端数があるときは、これを 1 0 円に切り上げるものとする。

別表 2 使用料の表中「大集会室」を「会議室」に改め、同表和室の項を削り、同表に備考として次のように加える。

備考 冷房又は暖房期間中に使用する場合は、この表に定める額の 2 0 パーセントに相当する額を加算する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 26 号

富山市いじめ問題対策連絡協議会等条例制定の件  
富山市いじめ問題対策連絡協議会等条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

富山市長 藤井 裕久

富山市いじめ問題対策連絡協議会等条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 富山市いじめ問題対策連絡協議会（第2条—第9条）

第3章 富山市教育委員会いじめ問題対策委員会（第10条—第18条）

第4章 富山市いじめ問題再調査委員会（第19条—第21条）

第5章 雑則（第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき富山市が設置する富山市いじめ問題対策連絡協議会その他の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 富山市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、富山市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第3条 連絡協議会は、法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議し、並びに当該機関及び団体相互の連絡調整を行うものとする。

(組織)

第4条 連絡協議会は、委員15人以内をもって組織する。

(会長)

第5条 連絡協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第6条 委員は、次に掲げる者のうちから、富山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(1) 学校教育の関係者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 学識経験のある者

(4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第7条 連絡協議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 連絡協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 連絡協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 連絡協議会は、必要があると認める場合には、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

### 第3章 富山市教育委員会いじめ問題対策委員会

(設置)

第10条 法第14条第3項の規定に基づき、富山市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第11条 対策委員会は、法第1条に規定するいじめの防止等のための対策、法第28条第1項に規定する重大事態その他教育委員会が必要と認める事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、又はこれらの事項について、教育委員会に意見を述べるものとする。

(組織)

第12条 対策委員会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第13条 対策委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、対策委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第14条 委員は、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(臨時委員)

第15条 教育委員会は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会議)

第16条 対策委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 対策委員会は、委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項並びに次条第2項及び第4項において同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（部会）

第17条 対策委員会に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員6人以内をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長が指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第8条、第13条第2項及び前条の規定は、部会について準用する。この場合において、第13条第2項並びに前条第1項及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた）」とあるのは「部会の委員（当該部会に委員長に指名された臨時委員がある場合にあっては、その）」と、同条第3項中「委員の」とあるのは「部会の委員の」と読み替えるものとする。

6 対策委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって対策委員会の議決とすることができる。

（準用）

第18条 第6条第2項から第4項まで、第8条及び第9条の規定は、対策委員会について準用する。

#### 第4章 富山市いじめ問題再調査委員会

（設置）

第19条 法第30条第2項の規定に基づき、富山市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第20条 再調査委員会は、市長の諮問に応じて、法第28条第1項

の規定による調査の結果について、調査審議する。

(準用)

第21条 第6条第2項から第4項まで、第8条、第9条及び第12条から第17条までの規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第9条中「教育委員会事務局」とあるのは「企画管理部」と、第14条並びに第15条第1項及び第2項中「教育委員会」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

#### 第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮って定める。

2 この条例に定めるもののほか、対策委員会又は再調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がそれぞれ対策委員会又は再調査委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(富山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 富山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年富山市条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

介護認定審査会及び障害支援区分判定審査会	合議体の長	日額 19,000円
	合議体の長以外の委員	日額 17,000円

を

」

「

介護認定審査会及び	合議体の長	日額 19,000円
-----------	-------	------------

障害支援区分判定審査会		00円
	合議体の長 以外の委員	日額 17,000円
富山市教育委員会いじめ問題対策委員会の委員及び臨時委員並びに富山市いじめ問題再調査委員会の委員及び臨時委員（以下この表において「いじめ問題対策委員会委員等」という。）		日額30,000円を超えない範囲内において任命権者が定める額

に

」

改め、「障害支援区分判定審査会委員」の次に「、いじめ問題対策委員会委員等」を加える。

議案第 27 号

富山市科学博物館条例等の一部を改正する条例制定の件  
富山市科学博物館条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

富山市長 藤井 裕久

富山市科学博物館条例等の一部を改正する条例

(富山市科学博物館条例の一部改正)

第1条 富山市科学博物館条例(平成17年富山市条例第261号)  
の一部を次のように改正する。

第1条中「、博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき」を削る。

第11条第1項中「法第20条」を「博物館法(昭和26年法律第285号)第23条」に改める。

(富山市郷土博物館条例の一部改正)

第2条 富山市郷土博物館条例(平成17年富山市条例第262号)  
の一部を次のように改正する。

第1条中「、博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき」を削る。

第11条第1項中「法第20条」を「博物館法(昭和26年法律第285号)第23条」に改める。

(富山市民俗民芸村条例の一部改正)

第3条 富山市民俗民芸村条例(平成17年富山市条例第263号)  
の一部を次のように改正する。

第1条中「、博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき」を削る。

第10条第1項中「法第20条」を「博物館法(昭和26年法律第285号)第23条」に改める。

(富山市大山歴史民俗資料館条例の一部改正)

第4条 富山市大山歴史民俗資料館条例（平成17年富山市条例第273号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき」を削る。

第3条中「法」を「博物館法（昭和26年法律第285号）」に改める。

第7条中「富山市教育委員会」の次に「（以下「委員会」という。）」を加える。

第8条第1項中「館長」を「委員会」に改める。

（富山市ガラス美術館条例の一部改正）

第5条 富山市ガラス美術館条例（平成26年富山市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、博物館法（昭和26年法律第285号。第12条において「法」という。）第18条の規定に基づき」を削る。

第12条第1項中「法第20条」を「博物館法（昭和26年法律第285号）第23条」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 28 号

富山市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

富山市長 藤井裕久

富山市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例  
富山市社会福祉審議会条例（平成17年富山市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 29 号

富山市保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市保健福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 27 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市保健福祉センター条例の一部を改正する条例  
富山市保健福祉センター条例（平成 17 年富山市条例第 171 号）  
の一部を次のように改正する。

第 2 条の表富山市大沢野保健福祉センターの項中「高内 333 番地」を「高内 365 番地」に改め、同表富山市大山保健福祉センターの項中「上滝 525 番地」を「上滝 567 番地」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。

議案第 30 号

富山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 27 日提出

富山市長 藤井 裕久

富山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

富山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 27 年富山市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 12 の項を 13 の項とし、1 の項から 11 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表に 1 の項として次のように加える。

1	市長	生活に困窮する外国人に対して行われる生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護に準じた措置の実施に関する事務であって規則で定めるもの
---	----	---

別表第 2 中 11 の項を 12 の項とし、同表 10 の項中「生活保護関係情報」の次に「、外国人生活保護関係情報」を加え、同項を同表 11 の項とし、同表 9 の項中「生活保護関係情報」の次に「、外国人生活保護関係情報」を加え、同項を同表 10 の項とし、同表 8 の項中「生活保護関係情報」の次に「、外国人生活保護関係情報」を加え、同項を同表 9 の項とし、同表 7 の項を同表 8 の項とし、同表 6 の項中「生活保護関係情報」の次に「、外国人生活保護関係情報」を加え、同項を同表 7 の項とし、同表中 5 の項を 6 の項とし、4 の項を 5 の項とし、同表 3 の項中「生活保護関係情報」の次に「、外国人生活保護関係情報」を加え、同項を同表 4 の項とし、同表 2 の項中「生活保護関係情報」の次に「、外国人生活保護関係情報」を加え、同項を同表 3 の項とし、同表 1 の項中「生活保護関係情報」の次に「、生活に困窮

する外国人に対して行われる生活保護法による保護に準じた措置に関する情報（以下この表において「外国人生活保護関係情報」という。）」を加え、同項を同表 2 の項とし、同表に 1 の項として次のように加える。

1	市長	生活に困窮する外国人に対して行われる生活保護法による保護に準じた措置の実施に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第 2 の 2 6 の項の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの
---	----	---	---

別表第 2 に次のように加える。

1 3	市長	法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務（法第 1 9 条第 8 号の規定により同表の第 4 欄に規定する生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。）であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
-----	----	--	-------------------------

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第 3 1 号

富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年富山市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 6 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年富山市条例第 4 7 号）第 5 条第 5 項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第 4 1 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 4 1 条の 2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活

動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図れるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行うする場合の所在の確認）

第41条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第47条を次のように改める。

第47条 削除

第69条第4項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第5項

とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従事者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第98条及び第103条中「第39条の2」の次に「、第41条の2、第41条の3第1項」を加える。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第47条の改正規定は、公布の日から施行する。

##### (安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第41条の2（新条例第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じ」とあるのは「講ずるよう努め」と、「実施し」とあるのは「実施するよう努め」と、「周知し」とあるのは「周知するよう努め」とする。

##### (自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

3 新条例第41条の3第2項（新条例第60条、第64条、第78条、第85条、第86条及び第90条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合においては、ブ

ザ一等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

議案第 3 2 号

富山市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市老人福祉センター条例の一部を改正する条例  
富山市老人福祉センター条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 5 3 号）  
の一部を次のように改正する。

第 2 条の表富山市呉羽山老人福祉センターの項を削る。

第 3 条の 5 第 1 号及び別表中「富山市呉羽山老人福祉センター、」  
を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 3 号

富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

富山市国民健康保険条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「4 0 万 8 , 0 0 0 円」を「4 8 万 8 , 0 0 0 円」に改める。

第 3 1 条中「2 0 0 , 0 0 0 円」を「2 2 0 , 0 0 0 円」に改める。

第 4 1 条第 1 項第 2 号中「2 8 5 , 0 0 0 円」を「2 9 0 , 0 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 2 0 , 0 0 0 円」を「5 3 5 , 0 0 0 円」に改める。

第 4 3 条第 2 項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第 1 9 条第 3 項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の富山市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第 6 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

3 新条例第 3 1 条及び第 4 1 条第 1 項の規定は、令和 5 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 4 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 3 4 号

富山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年富山市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 6 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の富山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条中「講じ」とあるのは「講ずるよう努め」と、「実施し」とあるのは「実施するよう努め」と、「周知し」とあるのは「周知するよう努め」とする。

議案第 35 号

富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 27 日提出

富山市長 藤井 裕久

富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第 1 条 富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年富山市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条を次のように改める。

第 12 条 削除

第 2 条 富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 6 条の 2 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この条、次条第 1 項及び第 14 条第 1 項において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 児童福祉施設（保育所に限る。次条第 2 項において同じ。）は、

児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 児童福祉施設は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第9条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第12条を次のように改める。

(業務継続計画の策定等)

第12条 児童福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な

措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施する」に改める。

第14条第1項中「（助産施設を除く。以下この項において同じ。）」を削る。

附則第2項中「乳児4人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の次に「（以下この項において「看護師等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第6条の2の規定（保育所に係るものを除く。）の適用については、同条第1項中「講じ」とあるのは「講ずるよう努め」と、同条第2項中「実施し」とあるのは「実施するよう努め」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 3 新条例第6条の3第2項の規定の適用については、児童福祉施設において児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する児童福祉施設は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

(富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 4 富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年富山市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「から第12条まで」を「、第11条」に改め、同項の表第12条の項を削り、同表第38条の項中「園長」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長」に改める。

議案第 3 6 号

富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例制定の件

富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成 2 6 年富山市条例第 4 7 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「次条」の次に「、第 8 条の 3 第 2 項」を加える。

第 8 条の次に次の 2 条を加える。

(安全計画の策定等)

第 8 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図る  
ため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備  
の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組  
等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における  
安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等  
における安全に関する事項についての計画（以下この条において「  
安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を  
講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知する  
とともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者  
との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の  
内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要

に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第11条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

2 改正後の富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に

運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第 37 号

富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 27 日提出

富山市長 藤井 裕久

富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年富山市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「、第 11 条」を「から第 12 条まで」に改め、同項の表第 11 条の項の次に次のように加える。

第 12 条 第 1 項	利用者に対する 支援の提供	園児の教育及び保育（満 3 歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
	及び	並びに

第 14 条第 1 項の表第 19 条第 1 項の項中「（満 3 歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）」を削り、同条第 2 項中「同条中」を「同条第 1 項中」に、「「入所者」を「同条第 2 項中「入所者」に改め、「便所」と」の次に「、「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって」と」を加える。

附則第 11 項中「前 2 項」を「附則第 9 項から前項まで」に、「又は市長」を「、市長」に、「をもって」を「又は看護師等をもって」に、「並びに市長」を「、市長」に、「の総数」を「並びに看護師等の総数」に改め、同項を附則第 13 項とし、附則第 10 項の次に次の

2 項を加える。

1 1 別表備考 1 に定める者については、当分の間、1 人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満 1 歳未満の園児の数が 4 人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同備考に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

1 2 前項の場合において、当該看護師等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

#### 附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 38 号

富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 27 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年富山市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項ただし書中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に改め、同項第 1 号中「第 19 条第 1 項各号」を「第 19 条各号」に改め、同項第 2 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同項第 3 号中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に改める。

第 7 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第 8 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第 9 条中「第 19 条第 1 項各号」を「第 19 条各号」に改める。

第 27 条を次のように改める。

第 27 条 削除

第 36 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条

第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第37条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第38条第2項及び第40条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第53条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条、第7条から第9条まで、第36条から第38条まで、第40条、第52条及び第53条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 39 号

富山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 27 日提出

富山市長 藤井 裕久

富山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

富山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 31 年富山市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中第 8 号を第 10 号とし、第 7 号の次に次の 2 号を加える。

- (8) 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行する場合において、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在の確認が行われていること。
- (9) 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより 1 つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行する場合において、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前号に定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）が行われていること。

附則第 3 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改める。

附則第 6 項の表に次のように加える。

附則第 6 項	第 6 条第 1 号の規定により置	看護師等
---------	-------------------	------

	かなければならない保育士登録を受けている者	
--	-----------------------	--

附則第6項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の1項を加える。

- 6 第6条第1号の規定により置かなければならない保育士登録を受けている者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士登録を受けている者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の富山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第8条第9号に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同号に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同条第8号に定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

議案第 4 0 号

富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市手数料条例の一部を改正する条例

富山市手数料条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 0 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「平成 3 6 年 3 月 3 1 日」を「令和 6 年 3 月 3 1 日」に改め、同項を附則第 4 項とし、附則第 2 項の次に次の 1 項を加える。

（多機能端末機により書類を交付する場合における金額の特例）

3 令和 7 年 4 月 3 0 日までの間、多機能端末機（富山市印鑑条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 0 8 号）第 1 6 条に規定する多機能端末機をいう。）により戸籍証明書その他の書類を交付する場合における別表 1 標準事務に係る手数料の表 2 の部 1 の項並びに別表 2 標準事務以外の事務に係る手数料の表 2 の部、5 0 の部及び 5 3 の部の規定の適用については、同項中「4 5 0 円」とあるのは「3 5 0 円」と、別表 2 標準事務以外の事務に係る手数料の表 2 の部、5 0 の部及び 5 3 の部中「3 0 0 円」とあるのは「2 0 0 円」とする。

別表 2 標準事務以外の事務に係る手数料の表 8 5 の部 3 3 の項中「第 8 5 条第 5 項」を「第 8 5 条第 6 項」に改め、同部 3 4 の項中「第 8 5 条第 6 項」を「第 8 5 条第 7 項」に改め、同部 4 6 の項中「第 8 7 条の 3 第 5 項」を「第 8 7 条の 3 第 6 項」に改め、同部 4 7 の項中「第 8 7 条の 3 第 6 項」を「第 8 7 条の 3 第 7 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の改正規定及び別表 2 標準事務以外の事務に係る手数料の表 8 5 の部の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 4 1 号

富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。  
令和 5 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例  
富山市スポーツ施設条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 8 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中 3 9 の項を削り、4 0 の項を 3 9 の項とし、4 1 の項から 4 3 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、4 4 の項を削り、4 5 の項を 4 3 の項とし、4 6 の項から 5 7 の項までを 2 項ずつ繰り上げ、5 8 の項を削り、5 9 の項を 5 6 の項とし、6 0 の項から 6 7 の項までを 3 項ずつ繰り上げる。

第 2 条の 2 中「4 0 の項から 4 3 の項まで、4 6 の項、4 7 の項、5 0 の項、5 2 の項、5 5 の項、5 6 の項及び 6 4 の項」を「3 9 の項から 4 2 の項まで、4 4 の項、4 5 の項、4 8 の項、5 0 の項、5 3 の項、5 4 の項及び 6 1 の項」に改める。

第 2 条の 3 第 3 号及び第 7 条第 7 項中「5 5 の項及び 5 6 の項」を「5 3 の項及び 5 4 の項」に改める。

別表第 1 下タ北部体育館の項を削り、同表西大沢運動広場、下タ南部グラウンド及び下タ北部グラウンドの項中「、下タ南部グラウンド」を削り、同表婦中体育館音川分館の項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 2 号

富山市新産業支援センター条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市新産業支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市新産業支援センター条例の一部を改正する条例  
富山市新産業支援センター条例（平成 1 8 年富山市条例第 6 6 号）  
の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 号を削り、同条第 4 号中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、  
同号を同条第 3 号とする。

第 4 条の 3 第 3 号及び第 4 号を削り、同条第 5 号中「前各号」を「  
前 2 号」に改め、同号を同条第 3 号とする。

第 5 条の見出し中「レンタルラボ等の」を削る。

第 6 条第 1 項中「第 4 条（第 4 号を除く。）に掲げる施設」を「レ  
ンタルラボ等」に改め、「（研修室にあつては、指定管理者。次条、  
第 9 条第 1 項及び第 1 6 条において同じ。）」を削る。

第 7 条中「第 4 条（第 4 号を除く。）に掲げる施設」を「レンタル  
ラボ等」に改める。

第 8 条の見出し中「レンタルラボ等の」を削る。

第 1 3 条中「当該レンタルラボ等の」を削る。

第 1 4 条中「レンタルラボ等の」を削る。

別表中「1 レンタルラボ及びクリーンルーム」を削り、同表 2 研  
修室の項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 3 号

富山市農村環境改善センター等条例の一部を改正する条例制定  
の件

富山市農村環境改善センター等条例の一部を改正する条例を次のよ  
うに定める。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市農村環境改善センター等条例の一部を改正する条例

富山市農村環境改善センター等条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 0  
5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 3 第 4 号を削り、同条第 5 号中「前各号」を「前 3 号」に  
改め、同号を同条第 4 号とする。

第 8 条第 2 項ただし書中「指定管理者」を「市長」に改める。

別表第 1 富山市八尾農村環境改善センターの項の次に次のように加  
える。

富山市八尾パインパ ーク及び富山市八尾 サンパーク	午前 8 時 3 0 分から 午後 5 時まで	
---------------------------------	----------------------------	--

別表第 1 富山市八尾パインパーク、富山市八尾サンパーク、富山市  
大長谷交流センター及び富山市黒瀬谷交流センターの項中「富山市八  
尾パインパーク、富山市八尾サンパーク、」を削る。

別表第 2 の 3 富山市八尾パインパーク及び富山市八尾サンパークの  
項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 4 号

富山市林道条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市林道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市林道条例の一部を改正する条例  
富山市林道条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 2 0 号）の一部を次のように改正する。

別表大沢野八尾線の項中「八尾町茗ヶ原字田ノ原」を「八尾町茗ヶ原字牛ヶ首」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 5 号

富山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山市道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成 2 4 年富山市条例第 7 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 3 条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第 4 5 条に見出しとして「（委任）」を付し、同条を第 4 6 条とする。

第 4 4 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（立体交差とすることを要しない場合）」を付し、同条を第 4 5 条とし、第 4 3 条の次に次の 1 条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第 4 4 条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、富山市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年富山市条例第74号）で定める基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 6 号

富山市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市営住宅条例の一部を改正する条例  
富山市営住宅条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める市営住宅にあつては、この限りでない。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 7 号

富山市営住宅条例等の一部を改正する条例制定の件  
富山市営住宅条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市営住宅条例等の一部を改正する条例

(富山市営住宅条例の一部改正)

第 1 条 富山市営住宅条例(平成 1 7 年富山市条例第 2 4 4 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「第 5 1 条において同じ」を「) 又は児童(児童福祉法(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている児童をいう。)若しくは親族に準ずる者として規則で定める者(以下「親族等」という)に改める。

第 8 条第 1 項第 2 号、第 1 1 条及び第 5 1 条第 1 号中「親族」を「親族等」に改める。

(富山市賃貸住宅及び賃貸店舗の設置・管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 富山市賃貸住宅及び賃貸店舗の設置・管理に関する条例(平成 1 7 年富山市条例第 2 4 5 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 1 号中「。)」の次に「又は児童(児童福祉法(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている児童をいう。)若しくは親族に準ずる者として規則で定める者(以下「親族等」という。)」を加える。

第 2 0 条中「親族」を「親族等」に改める。

第 2 1 条中「者で配偶者又は 3 親等内の親族である者」を「親族等」に改める。

(富山市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第3条 富山市特定公共賃貸住宅条例(平成17年富山市条例第246号)の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「以下「同居親族」を「)又は児童(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。)若しくは親族に準ずる者として規則で定める者(以下「同居親族等」に改め、同号ただし書中「同居親族」を「同居親族等」に改める。

第8条第2項中「同居親族」を「同居親族等」に改める。

第11条中「入居の際に同居した親族」を「入居時の同居親族等」に改める。

(富山市地域特別賃貸住宅条例の一部改正)

第4条 富山市地域特別賃貸住宅条例(平成17年富山市条例第247号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「。)」の次に「又は児童(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。)若しくは親族に準ずる者として規則で定める者(以下「親族等」という。)」を加える。

第11条中「親族」を「親族等」に改める。

(富山市稲代住宅条例の一部改正)

第5条 富山市稲代住宅条例(平成17年富山市条例第248号)の一部を次のように改正する。

第6条中「すべて」を「全て」に改め、同条第2号中「以下「同居親族」を「)又は児童(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。)若しくは親族に準ずる者として規則で定める者(以下「親族等」に改める。

第8条第1項第2号及び第11条中「親族」を「親族等」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 4 8 号

富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等  
に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関  
する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等  
に関する条例の一部を改正する条例

富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関  
する条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 9 3 号）の一部を次のように改  
正する。

第 2 条第 4 項第 2 号中「1 0 , 9 8 1 . 4 ヘクタール」を「1 1 ,  
0 5 7 . 6 ヘクタール」に改め、同項第 3 号中「3 8 6 , 3 3 0 人」  
を「3 7 7 , 4 2 0 人」に改め、同項第 4 号中「2 6 4 , 2 5 7 立方  
メートル」を「2 5 9 , 6 7 0 立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 9 号

財産の無償譲渡の件

次のとおり建物を無償譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年2月27日提出

富山市長 藤井 裕久

記

1 無償で譲渡する建物

ア) 富山市立堀川保育所

- (1) 場 所 富山市堀川小泉町一丁目16番24号
- (2) 構 造 鉄筋コンクリート造2階建
- (3) 床 面 積 1, 877. 80 m<sup>2</sup>

2 譲渡の目的 社会福祉法人あおぞらこども福祉会保育事業用施設

3 譲渡の相手方 富山市婦中町速星1032番地1  
社会福祉法人あおぞらこども福祉会  
理事長 藤井 泰三

議案第 5 0 号

財産の無償貸付の件

次のとおり土地、建物及び施設を無償貸付するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年2月27日提出

富山市長 藤井裕久

記

1 無償で貸付する財産

ア) 土地

- (1) 場 所 富山市原字金砂割182番地1外
- (2) 面 積 64,499.70 m<sup>2</sup>

イ) 建物

- (1) 事務所兼倉庫
  - ①場 所 富山市原字尊谷割地内
  - ②構 造 鉄骨造折板葺2階建
  - ③床 面 積 61.26 m<sup>2</sup>

ウ) 施設

- (1) 索道用施設（リフト4基、諸附属設備）
- (2) その他事業用設備

- 2 貸付の目的 立山山麓スキー場極楽坂エリアのスキー場  
・駐車場用地、事務所、倉庫及び索道事業  
用設備等

3 貸付の相手方 富山市原55番地  
大山観光開発株式会社  
代表取締役社長 谷村 豊彦

4 無償貸付の期間 令和5年4月1日から10年間

議案第 5 1 号

財産の無償貸付の件

次のとおり建物及び施設を無償貸付するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年2月27日提出

富山市長 藤井 裕久

記

1 無償で貸付する財産

ア) 建物

(1) 山田米乾燥調製育苗施設

①場 所 富山市山田中瀬4309番地1

②構 造 鉄骨造平屋建

③床 面 積 1,917.8㎡

イ) 施設

(1) 育苗用施設（パイプハウス30棟）

(2) その他事業用設備

2 貸付の目的 特定非営利活動法人山田地域農業振興会  
農業用施設

3 貸付の相手方 富山市山田中瀬4309番地1  
特定非営利活動法人山田地域農業振興会  
理事長 若林 正幸

4 無償貸付の期間 令和5年4月1日から3年間

議案第 5 2 号

市道路線の認定及び廃止の件

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、市道路線を次のとおり認定及び廃止する。

令和5年2月27日提出

富山市長 藤 井 裕 久

市道認定調書

図面対照 番 号	路 線 名	起 終	点 点
6-703	呉 羽 駅 北 線	富山市 呉 羽 町 富山市 呉 羽 町	西 2 0 番 2 地先 西 4 番 地 先
6-704	吉 作 4 3 号 線	富山市 吉 富山市 吉	作 1 1 1 2 番 7 地先 作 1 1 1 2 番 9 地先
13-128	中 田 1 1 号 線	富山市 晴 海 富山市 晴 海	台 1 3 番 1 6 地先 台 1 3 番 3 1 地先
13-227	中 田 2 2 号 線	富山市 晴 海 富山市 晴 海	台 1 3 番 3 3 地先 台 1 3 番 2 2 地先
13-228	中 田 2 3 号 線	富山市 晴 海 富山市 晴 海	台 1 3 番 2 1 地先 台 1 3 番 2 0 地先
16-475	上 野 新 3 号 線	富山市 上 野 新 町 富山市 上 野 新 町	1 1 8 番 5 地先 1 0 4 番 8 地先
16-476	上 野 新 4 号 線	富山市 上 野 新 町 富山市 上 野 新 町	1 0 4 番 2 8 地先 1 0 4 番 1 地先
17-243	中 富 居 2 5 号 線	富山市 中 富 居 富山市 中 富 居	6 4 番 9 地先 1 1 番 2 3 地先
17-244	中 富 居 2 6 号 線	富山市 中 富 居 富山市 中 富 居	1 2 番 1 6 地先 1 1 番 1 1 地先
17-245	中 富 居 2 7 号 線	富山市 中 富 居 富山市 中 富 居	1 0 番 4 地先 1 2 番 1 2 地先
17-246	中 富 居 2 8 号 線	富山市 中 富 居 富山市 中 富 居	1 番 6 5 地先 1 番 6 8 地先
17-247	中 富 居 2 9 号 線	富山市 中 富 居 富山市 中 富 居	1 番 6 4 地先 1 0 番 9 地先
17-248	鍋 田 1 7 号 線	富山市 鍋 田 富山市 鍋 田	1 1 番 1 0 地先 1 1 番 2 0 地先

図面対照 番 号	路 線 名	起 終	点 点
18-357	奥井10号線	富山市 奥井町字三番沼割 富山市 奥井町字三番沼割	34番13地先 34番13地先
19-561	経堂5号線	富山市 経堂一丁目 富山市 経堂一丁目	164番5地先 164番2地先
20-430	金代24号線	富山市 金代 富山市 金代	212番21地先 212番19地先
20-431	金代25号線	富山市 金代 富山市 金代	212番28地先 212番26地先
20-432	藤木81号線	富山市 藤木 富山市 藤木	2731番30地先 2726番7地先
22-669	高屋敷66号線	富山市 高屋敷字上り立割 富山市 高屋敷字上り立割	573番4地先 607番1地先
23-480	今泉4号線	富山市 今泉 富山市 今泉	136番21地先 136番22地先
23-481	今泉5号線	富山市 今泉 富山市 今泉	136番5地先 136番7地先
23-482	今泉6号線	富山市 今泉 富山市 今泉	136番16地先 136番16地先
23-483	堀川29号線	富山市 堀川町 富山市 堀川町	27番6地先 27番9地先
23-484	堀川30号線	富山市 堀川町 富山市 堀川町	27番8地先 27番8地先
24-424	赤田73号線	富山市 赤田 富山市 赤田	550番5地先 550番1地先
25-223	西荒屋26号線	富山市 西荒屋 富山市 西荒屋	106番3地先 112番4地先

図面対照 番 号	路 線 名	起 終	点 点
25-224	西 荒 屋 2 7 号 線	富山市 西 荒 屋 富山市 西 荒 屋	1 1 2 番 6 地 先 1 0 6 番 1 5 地 先
29-264	水 橋 柳 寺 石 坂 線	富山市 水 橋 柳 寺 富山市 水 橋 柳 寺	1 1 0 番 地 先 2 0 4 6 番 地 先
29-347	水 橋 池 田 館 2 号 線	富山市 水 橋 池 田 館 字 打 ノ 宮 富山市 水 橋 池 田 館 字 打 ノ 宮	2 3 6 番 地 先 2 4 1 番 地 先
51-797	二 杉 台 街 区 1 2 号 線	富山市 上 二 杉 富山市 上 二 杉	3 3 8 番 3 地 先 3 3 4 番 1 5 地 先
81-531	速 星 2 1 号 線	富山市 婦 中 町 速 星 富山市 婦 中 町 速 星	4 9 4 番 5 地 先 4 9 4 番 6 地 先
81-532	速 星 2 2 号 線	富山市 婦 中 町 速 星 富山市 婦 中 町 速 星	4 9 4 番 1 1 地 先 4 9 4 番 1 9 地 先
82-556	下 轡 田 1 0 号 線	富山市 婦 中 町 下 轡 田 富山市 婦 中 町 下 轡 田	7 3 2 番 1 地 先 7 3 2 番 5 地 先

市道廃止調書

図面 対照 番 号	路 線 名	起 終	点 点
13-128	中 田 1 1 号 線	富山市 中 田 字 百 七 十 苺 富山市 中 田 字 百 七 十 苺	1 3 - 1 6 番 地 先 1 3 - 1 6 番 地 先
22-402	流 杉 古 寺 1 号 線	富山市 流 杉 富山市 古 寺 字 五 味 溜 割	3 3 8 番 地 先 4 8 0 - 1 番 地 先
22-472	高 屋 敷 4 8 号 線	富山市 高 屋 敷 字 三 枚 田 割 富山市 高 屋 敷 字 三 枚 田 割	1 7 5 - 1 3 番 地 先 1 7 5 - 1 0 番 地 先
29-264	水 橋 柳 寺 石 坂 線	富山市 水 橋 柳 寺 富山市 水 橋 柳 寺	1 1 0 番 地 先 1 8 2 番 地 先
29-323	水 橋 小 出 北 部 線	富山市 水 橋 小 出 富山市 水 橋 小 出	1 1 1 5 - 2 番 地 先 1 2 2 5 - 1 番 地 先
29-347	水 橋 池 田 館 2 号 線	富山市 水 橋 池 田 館 字 打 ノ 宮 富山市 水 橋 池 田 町	2 3 6 番 地 先 1 1 番 地 先
29-629	水 橋 池 田 館 6 号 線	富山市 水 橋 池 田 町 富山市 水 橋 池 田 館 字 打 ノ 宮	6 - 1 番 地 先 1 - 1 番 地 先

議案第 5 3 号

富山市と立山町との消防指令業務に係る事務の受託に関する協  
議の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の  
規定により、消防指令業務に係る事務を次の規約により、立山町から  
受託する。

令和5年2月27日提出

富山市長 藤井裕久

富山市と立山町との消防指令業務に係る事務の委託に関する規  
約

（委託事務の範囲）

第1条 立山町（以下「甲」という。）は、地方自治法（昭和22年  
法律第67号。以下「法」という。）第252条の14第1項の規  
定に基づき、消防指令業務に係る事務（以下「委託事務」という。  
）の管理及び執行を富山市（以下「乙」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他  
の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとし  
る。

（経費の負担）

第3条 甲は、委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託費  
」という。）を負担し、これを乙に交付するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する委託費の額及び交付の時期は、  
甲と乙が協議して定めるものとする。

3 乙は、前項の協議に当たって、委託費の積算根拠を明らかにした  
書類を甲に提出するものとする。

（予算の執行）

第4条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について、

毎年度、乙の歳入歳出予算に分別して計上するものとする。

第5条 各年度における乙の決算の結果、甲の納付した額に過不足が生じたときは、甲と乙が協議の上、翌年度に委託費の調整を行うものとする。

(決算の場合の措置)

第6条 乙は、法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(条例等の通知)

第7条 甲又は乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、若しくは廃止し、又はその全部若しくは一部を改正しようとする場合は、あらかじめこれを相手方に通知するものとする。

(連絡会議)

第8条 甲及び乙は、消防指令業務の円滑な運営を図るため、定期的に連絡会議を開くものとする。

2 連絡会議の設置及び運営に必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

(規定外の事項)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。